（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同表第三地区の項中「第十二号から第十四号まで」を「第十三号から第十五号まで」に改め、同表第四地区の項中「第十五号及び第十六号」を「第十六号及び第十七号」に改め、同表第五地区の項中「第十九号及び第二十号」を「第二十号及び第二十一号」に改め、同表第六地区の項中「第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号」を「第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十一号」に改め、同表第七地区の項中「第三十二号、」を削る。

総務大臣　鈴木　淳司
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和五年十一月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は同月十七日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　宮下　一郎
経済産業大臣　西村　康稔
国土交通大臣　斉藤　鉄夫